

## 大阪広域環境施設組合規則第14号

職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

職員の賠償責任に関する規則（平成27年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

第2条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第4条中「第243条の2第1項前段」を「第243条の2の2第1項前段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の賠償責任に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。